

ドクターのための相続知識 誰に相続の相談すればいいのか、 分からなかった。。。。



ファイナンシャルプランナー有資格者 佐藤 喜博

タイトルにある「誰に相続の相談をすればいいのか分からなかった。。。。」というのは、何人ものお客様から伺った生の声です。

今回はあらためて相続の相談役としてのファイナンシャルプランナー（以下 FP）資格をご案内します。

◎ この記事はこのような方におすすめです

- ✓ 相続の相談相手をさがしている。
- ✓ 相続の相談を誰にすればいいかわからない。
- ✓ 相続について心配だが何から始めればいいのかわからない。

人生とお金に関することが業種ごとに分断されている

「顧問税理士がいらっしゃるのになぜ私にお問い合わせいただいたのですか?」と率直な質問に対するお客様の回答には、事業のことは顧問税理士に相談しているが、個人の相続のことは別と考えられている方が多いように感じました。相続のことを考えたときに、

- 預金や投資信託はどうなるのか? → **銀行**
- 証券会社に預けてある有価証券はどうなるのか? → **証券会社**
- 自宅とクリニックの土地建物は個人名義だがどうなるのか? → **不動産会社**
- 都内に投資目的で所有しているマンションはどうなるのか? → **不動産会社**
- 相続税はどれくらい納税するのか? 財産を全部明かさなければいけない? → **税理士**
- 退職金はどれくらいがいいのか? → **税理士**
- 生命保険や個人年金は十分か? 受取人は誰だっけ? → **生命保険会社**
- 出資持分はどうやって後継者に承継すればいいのか? → **税理士**
- 子供たちが争わないようになるべく平等にわけるのはどうすればいいのか? → **弁護士**

このように、相続を考えたときに様々な疑問がわいてきます。

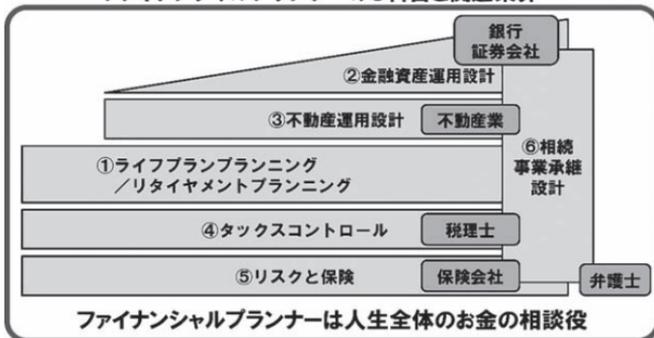
これを横断的に包括して相談できる相手はだれか? という疑問にぶつかり止まってしまうようです。

次の図は、横軸を人生の時間軸としてとらえたときの FP の試験科目 6 科目と関連業界イメージです。

FPは全体を包括的に継続して相談できる存在

FPは相続を考えたときに業界で分断されている財産全体を包括的に見ることができる存在となります。

ファイナンシャルプランナーの6科目と関連業界



ファイナンシャルプランナーは人生全体のお金の相談役

業界ごとに分断されている財産をライフプラン上にまとめあげ、相談者の「こう生きたい」を、時間軸とお金の視点から具体的計画にまとめあげ安心を作り上げます。そしてそれを継続し定点確認していく存在です。

もちろん FP だけではできない部分もあるので各業界や士業と連携し問題解決に努めます。

人生とお金に関する相談役がファイナンシャルプランナー

開業医個人の 貸借対照表(B/S)イメージ	
現預金	借入金
有価証券	
死亡退職金	相続税
死亡保険金	
自宅	相続財産
土地・建物	
自社株 (出資持分)	

開業医個人の貸借対照表のイメージが左図になります。

相続のご相談を伺う際には左側の各資産ごとの評価の仕組みなど相続に特化した知識が必要となります。

さらに、毎年税制改正も行われるので継続的に定点確認が必要となります。

近すぎてなかなか踏み出させない「相続」について継続的な相談相手をお探しの場合は下記までご連絡ください。

※上記は、2024年5月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報（値）であり、その内容の正確性をお約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりますので、お客様ご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。